

令和5年第7回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和5年12月5日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	12月5日午前9時10分宣告（第1日）
出 席 議 員	<p>1 番 関 順 子 2 番 須 藤 啓 二</p> <p>3 番 岩 崎 真 滋 4 番 長 良 俊 一</p> <p>5 番 山 本 隆 史 6 番 稲 月 敏 子</p> <p>7 番 植 田 い ず み 8 番 山 口 昌 亮</p> <p>9 番 井 戸 太 郎 1 0 番 山 田 仁 樹</p> <p>1 1 番 森 田 勝 1 2 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	<p>町 長 西 脇 洋 貴</p> <p>教 育 長 岡 弘 明</p> <p>総 務 部 長 西 岡 勝 三</p> <p>住 民 福 祉 部 長 寺 口 嘉 彦</p> <p>事 業 部 長 巳 波 規 秀</p> <p>教 育 部 長 川 西 貴 通</p> <p>政 策 推 進 課 長 山 崎 孔 史</p> <p>総 務 防 災 課 長 岡 田 康 裕</p> <p>税 務 課 長 末 永 潤 子</p> <p>住 民 生 活 課 長 浅 井 利 育</p> <p>健 康 保 険 課 長 乾 充 喜</p> <p>福 祉 こ ど も 課 長 松 本 光 弘</p> <p>都 市 建 設 課 長 竹 吉 一 人</p> <p>上 下 水 道 課 長 大 辻 孝 司</p> <p>教 育 委 員 会 総 務 課 長 浦 井 久 嘉</p> <p>都 市 建 設 課 参 事 島 野 千 洋</p>
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<p>議 会 事 務 局 長 藤 本 佳 利</p> <p>主 幹 高 橋 恭 世</p> <p>主 査 竹 村 恵</p>
町 長 提 出 議 案 の 題 目	<p>報 告 第 5 号 議 会 の 委 任 に よ る 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て （ 和 解 及 び 損 害 賠 償 の 額 の 決 定 に つ い て ）</p> <p>議 案 第 3 4 号 平 群 町 男 女 共 同 参 画 推 進 条 例 の 制 定 に つ い て</p>

<p style="text-align: center;">町長提出議案 の題目</p>	<p>議案第35号 平群町債権管理条例の制定について</p> <p>議案第36号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第37号 特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第38号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第39号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第40号 平群町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第41号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第42号 平群町手数料条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第43号 令和5年度平群町一般会計補正予算（第7号）について</p> <p>議案第44号 令和5年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について</p> <p>議案第45号 令和5年度平群町水道事業会計補正予算（第1号）について</p> <p>議案第46号 令和5年度平群町下水道事業会計補正予算（第1号）について</p> <p>同意第17号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて</p>
<p>議事日程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
<p>会議録署名議員の氏名</p>	<p>議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。</p> <p>12番 馬本 隆夫 1番 関 順子</p>

令和 5 年 第 7 回 (1 2 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 1 号)

令和 5 年 1 2 月 5 日 (火)

午前 9 時開議

日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2		会期の決定について
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	報告第 5 号	議会の委任による専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)
日程第 5	議案第 3 4 号	平群町男女共同参画推進条例の制定について
日程第 6	議案第 3 5 号	平群町債権管理条例の制定について
日程第 7	議案第 3 6 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 3 7 号	特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 3 8 号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 0	議案第 3 9 号	平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 1	議案第 4 0 号	平群町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 2	議案第 4 1 号	平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第 1 3	議案第 4 2 号	平群町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第 1 4	議案第 4 3 号	令和 5 年度平群町一般会計補正予算 (第 7 号) について
日程第 1 5	議案第 4 4 号	令和 5 年度平群町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
日程第 1 6	議案第 4 5 号	令和 5 年度平群町水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
日程第 1 7	議案第 4 6 号	令和 5 年度平群町下水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
日程第 1 8	同意第 1 7 号	固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

開 会 （午前 9時10分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止の観点により、本議会中、議場内でのマスク着用について許可いたします。

町長より、植田副町長が体調不良のため本日会議を欠席する旨の通知を受けましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和5年平群町議会第7回定例会を開会いたします。

町長、招集に当たりまして、御挨拶をお願いいたします。西脇町長。

○町 長

皆様、改めましておはようございます。

本日は、令和5年平群町議会第7回定例会の開催をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとお忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

つい先日まで猛暑だったのが、秋の紅葉シーズンを通り越して、一気に冬の気配を感じる季節となってまいりました。暦も師走に入り、町内各所においても、年末年始を迎えるにぎやかさと慌ただしさを感じる時期となりました。県内では、新型コロナウイルス感染症と、特にインフルエンザが流行しており、子どもから高齢者まで、幅広い年齢層で感染が報告をされており、手洗いや消毒、換気などを行い、体調管理には十分注意していただきますようお願い申し上げます。

さて、9月議会から3か月が経過し、町内におきましても様々な行事が開催されました。主な出来事について御報告申し上げます。

9月9日には、平群町商工会の主催によりまして、第1回平群花火大会が開催されました。イベントステージやグルメ、縁日ブースの会場となった総合スポーツセンターでは多くの方々の来場があり、メインの花火では400発が打ち上げられ、町内各地で夜空を彩った光の祭典を見ることができました。

9月17日には秋の環境愛護デーを実施し、各自治会の御協力の下、町内の美化活動にも努めました。

10月5日には平群町戦没者追悼式を執り行いました。さきの大戦で犠牲となられました戦没者に対し、追悼の意を表すとともに、再び戦争の惨禍が繰り返されることのないよう、その教訓を次世代に語り継ぎ、恒久平和の誓いを新たにいたしました。

10月17日には、企業版ふるさと納税として、奈良中央信用金庫より御寄附を頂きました。さらなる連携を深めてまいりたいと思います。

平群町の農業振興と芸術文化の振興を図るとともに、地域コミュニティの活性化を図るため、収穫祭と文化祭を一つにまとめたオータムフェスタへぐり2023を開催いたしました。10月28日、29日には、平群町の特産物であるバラ、小菊の展示、文化協会によります作品展示が行われ、日頃の文化活動の成果として、絵画や書画、陶芸品や手芸品など、数多く展示されており、どんぐり広場ではマルシェも開催され、多くの人でにぎわっておりました。

11月3日には、長年にわたり地方自治の発展、社会福祉の向上、産業の振興発展、教育文化の向上に貢献された方に平群町自治功労者表彰式を行いました。表彰者は、甘利透様、中島るり様、小谷栄子様、平群8020はは歯の会、3名1団体の方に表彰を行いました。表彰を受けられた皆様方のますますの御活躍を祈念申し上げます。

引き続き、第52回主産物共励品評会表彰式が行われました。表彰式では、花き・花木の部、ぶどうの部、いちごの部で表彰が行われました。また、平群町優良農業後継者表彰では、中野富夫様が表彰を受けられました。今後とも、なお一層の営農技術の向上、農業振興に御活躍を頂きますようお願い申し上げます。

また、くまがしホールでは文化協会の演技発表も行われ、日頃の文化活動の成果を披露いただくとともに、多くの町民の皆様に参加を頂きました。

別会場では、芋掘り体験や、観光ボランティアガイドの皆様が藤田家住宅と白山神社弥勒堂の案内をしていただき、平群町の歴史にも触れ合っていただきました。

11月5日には、どんぐり広場では平群町商工会のへぐり楽市が開催され、模擬店や抽せん会などを実施され、多くの方でにぎわっていました。

11月12日には、竹あかりの集いの終了に伴い、防災・減災に特化したイベントとして、第1回平群防災フェスタ2023が開催されました。新たに文化センター裏の一角に防災かまどベンチが設置され、また、防災記念講演会も開催され、住民の皆さんとともに防災意識を高め、災害における防災・減災につなげる防火活動に御協力をお願いするとともに、この活動を長きにわたり続けていかれることを希望いたします。

11月21日、22日には、東京ビッグサイトにおいて、2023よい仕事おこしフェアが開催され、よい仕事おこしネットワーク全国首長サミットに参加し、平群町のPRを行い、信貴山朝護孫子寺の鈴木管長が講演を行いました。

12月1日からは、昨年から実施しております平群にぎわい創出イルミネーション事業として、町の玄関口であります平群駅前時計台を中心とした、平群商工会の御協力を得まして、イルミネーションの点灯を開始いたしました。2月中旬までの点灯を予定しております。

各学校やこども園におきましても、新型コロナウイルス感染症が5類になったことから、感染防止を行いながら、子どもたちの生き生きとした学校や園での生活をするため、修学旅行、運動会や作品展など、様々な工夫をしながら実施をしていただいております。

ワクチン接種状況につきましては、10月21日よりプリズムめぐりで集団接種を開始、12月2日に集団接種は終了いたしました。

地方の財政状況につきましては、奈良県下の財政状況が発表され、財政状況が特に悪い平群町に4年連続重症警報が出されました。実質公債費比率が14.4%、県内ワースト1位、将来負担比率156.7%、ワースト2位、基金残高比率10.3%、ワースト2位と、まだまだ厳しい財政運営が続いており、財政健全化に努めてまいります。

また、長年公売をかけておりました若葉台ゲートボール場跡地につきましては、公募を行った結果、11月1日に売却が成立しましたことを御報告いたします。用途につきましては、住宅開発と聞いております。

次に、西和医療センターについて、県の事業見直しにより、移転候補地の検討がされ、町も2か所の候補地を県に対して提出しておりましたが、新聞報道等でもありましたように、12月1日に山下知事より西和7町の首長に対し、移転候補地の説明があり、新西和医療センター移転候補地は斑鳩町に決定いたしました。本日、西和医療センター移転再整備に関する西和7町への説明会資料を配付させていただいております。併せまして、西和医療センターの機能充実等については、引き続き、西和7町で県に対して要望してまいります。

次に、町が進めるDX化の取組といたしまして、デジタル庁が運営するマイナポータルの電子申請機能、ぴったりサービスを使って、戸籍謄抄本と所得証明の交付をパソコンやスマートフォンからオンラインで申請し、郵送で受け取れるサービスを12月1日から開始いたしております。

次に、民間事業者による2023年の奈良県の町の幸福度自治体ランキングが発表され、平群町は昨年に引き続いて2位に、町の幸福度駅では平群駅が4位にランキングされました。

さて、本定例会におきましては、上程案件といたしまして、議会の委任による専決報告案件が1件、条例制定が2件、条例改正が7件、各会計の補正予算が4件、同意案件が1件、合計15件の案件の審議をお願いしております。い

ずれの議案につきましても慎重審議を頂き、可決、同意を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

ただいまの報告どおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により12番、馬本君、1番、関君を指名いたします。本定例会の会期中、よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定いたしておりますとおり、本日から12月15日までの11日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月15日までの11日間と決定いたしました。

会期の内容の報告を求めます。局長。

○局長

それでは、会期の内容について御報告申し上げます。

12月 5日(火) 本会議(初日) 午前9時より

なお、一般質問の通告締切りにつきましては、本日午後5時となっておりますので、よろしくお願いいたします。

12月 6日(水) 総務建設委員会 午前9時より

文教厚生委員会 午前11時より

12月 9日(土) 休会でございます。
12月10日(日) 休会でございます。
12月12日(火) 本会議(一般質問) 午前9時より
12月13日(水) 本会議(一般質問) 午前9時より
12月15日(金) 本会議(最終日) 午後2時より
以上でございます。

○議長

続きますして

日程第3 諸般の報告を行います。

先般、10月12日と10月18日、11月24日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会、山本委員長。

○議会運営委員長(山本隆史)

先般開催いたしました議会運営委員会の報告をさせていただきます。

10月12日木曜日と10月18日水曜日に開催した案件については、本会議のライブ中継についてと、11月18日に実施いたしました令和5年度議会報告会について協議を行いました。本会議のライブ中継の導入については、全議員において協議をしていくことに決定いたしましたので、報告いたします。

また、11月24日金曜日の委員会は、本日から始まりました第7回定例会の議会運営について協議を行いました。

以上、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長

ただいま報告がありましたとおり、本定例会中に議員懇談会を開催し、議員全員で議会ライブ中継について協議することにいたしたいと思っております。

続きますして、11月17日に開催されました公共交通対策特別委員会の報告を求めます。公共交通対策特別委員会、馬本委員長。

○公共交通対策特別委員長(馬本隆夫)

それでは、報告をさせていただきます。

去る11月17日金曜日、午前10時より公共交通対策特別委員会を開催いたしました。

案件につきましては、デマンドタクシー型乗合タクシー本格運行についてであります。当局より説明をもらい、協議を行いました。

以上のとおり、公共交通対策特別委員会の御報告とさせていただきます。

以上であります。

○議長

続きますして、町より報告事項があります。

予備費の充用について報告を求めます。総務部長。

○総務部長

それでは、令和5年度一般会計予算の予備費の執行状況について、御報告を申し上げます。

今回1件の予備費の充用を行っております。

10月19日に、はなさとこども園の給食室で使用している検食用の冷凍庫が故障により使用不能となったため、早急に購入する必要があることから、3款民生費、2項児童福祉費、11目こども園費、17節備品購入費、3節施設備品購入費に19万4,000円を充用いたしました。

この結果、予備費の当初の予算額1,680万円に対しまして、令和5年度の予備費の充用額は合計で1,096万1,000円で、執行率としまして65.2%となっており、予算残額は583万9,000円となっております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長

以上で諸般の報告は終わります。

続きまして

日程第4 報告第5号 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)

報告を求めます。総務部長。

○総務部長

それでは、報告第5号について御説明をさせていただきます。

報告第5号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月5日報告

平群町長 西 脇 洋 貴

次のページをお願いいたします。専決処分書でございます。

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和5年9月29日

平群町長 西 脇 洋 貴

次のページをお願いいたします。

和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年8月24日、平群町椿井820番地（平群南小学校職員駐車場）において、草刈作業中の飛石により、駐車中の自動車の窓ガラスに損害を与えたことについて、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 244,200円
- 2 所管課 教育委員会総務課

これにつきましては、南小学校の用務員、会計年度職員が草刈作業中の飛石により、教職員の自家用車の右側後方のドアガラスを破損させたものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長

続きます

日程第5 議案第34号 平群町男女共同参画推進条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第34号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○8番

これだけ見たってよく分からんから。全員協議会の説明のときも、今最後に説明あった現在策定されている基本条例、基本計画、これについて全く説明がなかったから、ちょっと申し訳ないんやけど、事前に調べればよかったんやけどね、これちょっと簡単に説明してくれへんか、その基本計画の中身について。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいま御質問の、今現在取り組んでおります第2次男女共同参画プランについて説明させていただきます。

この計画のほうにつきましては、平成26年度から令和5年度までの10年計画となっております。その中でいろんな基本計画を定めておまして、具体的に言いましたら、基本目標として、地域や学校での男女共同参画を学んだり、地域社会における制度、慣例の見直しを求めたり、家庭での男女共同参画を進めたり、様々な基本目標を定めた計画となっております。これのほうにつきましては、平成26年度から10年計画で取り組んでいる、そのような内容とな

っております。

その中でも、基本理念のほうも定めておりまして、「地域のなかで、老若男女（男女と多世代）が共に参画する、楽しく活気あるまちづくりを目指す」という形の基本理念のほうも定めておるところであります。

以上です。

○議長

山口君。

○8番

ということは、今年度で終わるから、じゃあ来年度からについては新たな基本計画を立てるということやね。それは、じゃあいつ頃、どういうふうにするのか。この10年間やってきて、総括もちゃんとして、当然次の10年、10年なるのか5年なるのか分かりませんが、出すと思うんですが、それはいつ頃になるんですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまの御質問です。今、山口議員御指摘のとおり、今年度のほうで第2次プランのほうを終了します。それに伴いまして、今年度ですね、住民代表となる懇話会というのを設けておりまして、その中で、来年度から進める第3次共同参画プランについて議論を進めておるところであります。その中で、現在の実施状況も踏まえて、来年度から取り組む内容のほうにつきまして審議している状況です。

以上です。

○議長

山口君。

○8番

分かりました。

それともう1点だけ。8条で、性別による権利侵害の禁止ということで書いてあるんですけども、じゃあこれ、侵害が起きた場合の対応というのは、それは先ほど説明いただいた第2次プランにも多分書いてあることだと思うんですよね。それ、今はどうなってるかだけ説明してもらえますか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

今おっしゃってました性別による権利侵害の禁止の項目です。

こちらのほうにつきましては、基本的には上位法のほうでこういうこと、男女共同参画社会基本法のほうにも記載しておりまして、その引用という形でしております。ですので、計画の中に具体的にこういうことはしてはいけないとはうたっておらない状況でした。

以上です。

○議 長

山口君。

○8 番

いや、そういう権利侵害があった場合の対応をどうしてるのかということです。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

すみません、答弁漏れありました。

権利侵害があった場合ですね、具体的には人権相談というのを実施しております。こちらのほうにつきましては、人権擁護委員の方にやっていただいているんですけど、月に1回、そういう場のほうを行っております、こういう場合がありましたら、そういうところへの相談、また内容におきましては、例えば警察への相談等も行っているような状況です。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第34号については、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会へ付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については文教厚生委員会に付託するこ

とに決定いたしました。

続きまして

日程第6 議案第35号 平群町債権管理条例の制定について
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

議案第35号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○8番

非常に住民個人に関わる問題で、微妙な点はたくさんあるんですが、そもそも条例をつくることになった、前から考えておられたのか分かりませんが、平群町の町営住宅の滞納が非常に多いということで、その処理をじゃあどうするんだということも一つ、これをつくるきっかけにはなったと思うんですよね。今、条例としての中身の説明は聞きましたけれども、具体的にじゃあ、いろんな場合があるとは思いますが、そのうち、特徴的なのでいいですけども、町営住宅の今の滞納処理、処分、それを、この条例に合わせればどのようなことに、これまでと違ったことができるのか、その辺の説明だけしていただけますか。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

各町が抱えてる債権、これについては、それぞれ担当部局が違います。現在までの間、収納対策会議などで、そういった債権を持った課が集まりまして、今後どうやって債権回収をしていくのかということ協議しております。もちろん、それぞれの債権に関しましては、関係する条例で、滞納処分のやり方などについては規定されてるわけです。それについてはですね、この新たな条例に関わらず、この条例の中でも、各法律関係、条例関係を遵守しながらやっていくということですから、その上でこの条例を制定したということです。

一つ、この条例をつくるに当たってのメリットとしましては、各課で抱えてる債権に関して、各課の考え方によって不納欠損処理や、場合によっては債権放棄ということ、議会の議決をもってやるのが可能でしたが、この資料にもありますとおり、それぞれ抱えてる債権というのは根拠法も根拠条例も違いますから、それをですね、平群町の債権を統一的に捉えた条例、規定というのが今までなかったということがありますので、それをもって、一つの統一的

な見解の中で、規定の中で債権管理をしていくというところでは。

特に、今議員言われたような家賃の関係で言いますと、先日の全協でもお話ししましたが、約2,900万円ほどの滞納繰越しがあります。そのうち、900万円程度が債権回収が非常に困難であるというふうに捉えてるものがあります。それ以外、2,000万円程度については分納誓約等をしながら、滞納分も僅かずつでも回収をしていっている。それはそのとおりでいいんですが、この回収が不可能である900万円ほどの滞納繰越し、人数で言いますと13人ほどおられます。うち6人の方がもう既に死亡されてまして、残り7人の方は退去されてます。退去された7人のうち、お二人が生活保護を受けられておりまして、あと2人の方が居所不明、どこにおられるか分からないというようなことです。

一つは、この条例の中で、一定ですね、例えば水道料金だとか家賃だとか、こういった滞納部分の情報共有をやっていくというところでは。それともう一つ、今考えておりますのは、非強制徴収公債権だとか私債権に関して、今後ですね、滞納者については分納誓約等を取る中で、調査に対する同意書というのを取っていかうと考えております。この同意をもって、税に関する情報だとか、あるいは他の官公庁での住所の調査だとか、できるだけそういったものについても本人の同意をもって調査をしていきたいというふうに考えております。それと、債権回収が事実上困難という部分についてはですね、この条例に基づいて債権放棄をしていって、いつまでもその債権管理を、回収不可能な部分の債権を事務的に管理していくということをやめていこうと、それによって効率的な事務を執行していこうというところまでございます。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

これは総務建設委員会に付託されるということで、私は文教厚生委員でございますので、ここでちょっとお聞きさせてもらいますけれども、簡単に、僕の理解では、所在不明とか回収不能な理由によって、努力は行政はされました。しかし、見込みがない、そういう非強制徴収公債権とか私債権についてですね、回収可能な債権の管理に集中するための統一基準を設けるということで今回されたんじゃないかなというふうに認識しております。条例にありますように、この件についても議会のほうで、一定これは審議の対象になりますので、第9条かな、要するに、「町長は、前項の規定により非強制徴収公債権等を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない」というふうに明文化されてる

わけでございますが、その中で、規則についてはどのようにおっしゃってるかという、「決算認定に係る議会において行うものとする」というふうに明記をされております。これについては、議会の審議権を剥奪しないような行為をしていただいているというふうに私は認識してはいますが、一応、私債権並びに非強制徴収公債権の整理をするという今回の条例というふうに認識していいものでしょうか。その点どうですか。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

今、議員言われたとおり、非強制徴収公債権や私債権、特にそういったものについて、回収がもう不可能であるというものについてですね、ずっと債権を管理していくという、ある種、無駄な部分というのを解決していきたいと。実際、回収が可能な分の、特に滞納繰越しなどで回収しつつあるもの、こういったものに債権管理を集中していきたいという、まさにそのとおりでございます。

それと、今回、規則のほうにうたわせていただいているのは、債権放棄の事務自体は年中可能なわけですが、議会への報告に関しましては、決算議会でお出しさせていただこうというふうに思っております。その決算議会の中では経理上の不納欠損というものも出てきますので、それと併せて、決算の中で認定御審議いただくというようなことも、意味合いとして規則の中でうたわせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第35号については、会議規則第39条の規定により、総務建設委員会へ付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については総務建設委員会に付託するこ

とに決定いたしました。

説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議長

続きますして

日程第7 議案第36号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第36号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○8番

人勧に伴う改正ということで、給与改定、それからボーナスということで、人件費が幾ら増えるのかという点で言えば、あとの補正予算でも出てくるんですが、そこに全部出てるのかどうか、ちょっとその確認も含めて、総額で幾ら増える予定ですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

ただいまの質問にお答えいたします。

職員全体で一般職で186名おられます。月例給で約570万9,000円、賞与の分で725万円、併せまして1,295万9,000円となります。そこに、退職負担金、地域手当、共済費、別途ありますけども、それで444万2,000円になりますので、合わせまして、全体で1,740万1,000円となります。

以上でございます。

○議長

山口君。

○8番

補正予算には一般職1,689万2,000円とこうなってるねけど、今の数字とちょっと違うんですけどね。繰り出し、別会計のところの人件費で、水

道だけ入ってなかったかな、下水と国保は入ってました。介護は人件費、特会であるのかどうかちょっと、その辺、今の数字が正しいんやと思いますけど、そんなに大して金額変わらんから別にいいんですけどね。

これでね、この改定、特に初任給を大卒で1万円、高卒で1万2,000円上げるということで、年間で言うたら1万2,000円やったら14万4,000円、それにボーナスも増えるから、もうちょっと増えると思うんですが、これで、大卒、高卒それぞれ年収は幾らになるの。

○議 長

総務部長。

○総務部長

今の影響額で若干違うというのは、補正の分と今回説明した分が若干違うんですけど、補正の分は、予算の中で対応できる部分については今回補正を上げてない部分がありますので、若干相違があります。それで、あと今回大卒と高卒の初任給は、ちょっと資料がないので……。

「月額でいい」の声あり

○総務部長

月額ですか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

月額給のほうでしたら積算できますので、お答えさせていただきます。

山口議員御指摘のとおり、高卒でしたら1万2,000円上がります。ですので、年間で言いましたら14万4,000円という形になります。大卒のほうでしたら1万1,000円、先ほど1万円とおっしゃったかもしれませんが、1万1,000円の引上げになりますので、年間で言いましたら13万2,000円の引上げという形になります。

以上です。

○議 長

山口君。

○8 番

いや、初任給幾らって聞いてんねん、今度の改定で。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

すみません。高卒でしたら、改定後のほうにつきましては17万900円、
現行のほうは15万8,900円となっております。大卒のほうにつきましては、
改正後のほうにつきましては19万6,200円、現行のほうは18万5,2
00円となっております。

以上です。

○議 長

山口君。

○8 番

さっきの定年前再任用短時間勤務職員、これ初めて聞いたけど、要するに定
年前ということは、今定年が延びていってるから、2年に1歳ずつ延びてるか
ら、これちょっと説明して。9人と言ったけど、どういう人を言うの。

○議 長

総務部長。

○総務部長

ただいまの質問の定年前再任用短時間勤務職員ということで、対象につつま
しては、以前再任用職員だったんですけども、その制度がなくなりまして、今
では暫定再任用職員ということの、その方と、今度、定年延長になりまして、
フルでいなくて短時間を希望された方、正職で、その方。短時間勤務の定年
延長職員という形、その両名の職員になります。

○議 長

山口君。

○8 番

それは、本人が希望して短時間ということですか。フルでもいけるわけよね、
本人が希望すれば。そういうことですね。

○議 長

総務部長。

○総務部長

定年延長については、本人の希望により決まっております。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○8 番

でも、今まだ65歳まで完全に定年が延びてないから、61歳になってるの
かな。61歳じゃあ定年になって、65歳まで働けるわけでしょう。その人

はこれではないの。またこれとは別ですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

定年延長職員というのは、今年度で60歳になられた方が一応61歳までいけるといいますので、来年度から発生はしますが、今年度時点では今はいてないという形になります。

○議長

山口君。

○8番

そしたら、しょうもない話で申し訳ないけど、何で定年前と言うの、これ。だって、60歳で一旦定年で、再雇用で65歳までいけますよというのがこれあって、国会でやっと65歳まで延長に、それは、2年に1歳ずつやからあれやけど、あと9年後には65歳までになんねやろうけどね。何でこれ、定年前と言うの。不思議に思わへんか。いやいや、もう説明できへんねやったらええけどさ、そういう呼び方するようにしてるということやろうけど、要するにあれやね、定年になってから再任で時間の短い人を、フルの人はまた言い方別なの。短時間というのを取ればええだけやから、再任用雇用でええわけね。

それからね、今ちょっと新聞もにぎわしてます、要するに、これまでは臨時職員で、公務員でなかった人たちが会計年度任用職員ということで、数年前から公務員として扱うということになってですね、会計のほうもそれまでの人件費でなかったのが人件費に入るといってなってるんですが、この会計年度任用職員についてのベースアップもあったと思うんですが、その点はどうか。

○議長

総務部長。

○総務部長

会計年度の引上げということで、一般職の給与表の1級に設定しております。ですので、5.2%引上げにはなるんですけども、会計年度職員につきましては年度契約としてますので、条例により、翌年度から適用という形で対応しております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○8番

国会でも議論になってて、これ、先月11月17日の毎日新聞ですけども、非正規公務員、会計年度任用職員のことですけども、総務省は、当然1年契約であってもですね、人勧は今年度の給料を言ってるわけ。だから、4月に遡及して、いつ払うかは別にして、令和5年度1年分を払うわけやね、ボーナスも含めてね。当然、会計年度任用職員1年だけの雇用だったら、今年もらわな、来年なんて、来年は来年雇用する人がもらえるんであってやね、今年の人全然何の恩恵もないと言ったらこれ、人勧の意味がないんじゃないですか。人勧の意味ないでしょう。同じ公務員で何でそういうことになるのか。これ、払ってるところも自治体ではあるんですよ。何で平群町はそれしてないのか説明していただけますか。

○議長

総務部長。

○総務部長

今、新聞でにぎわしてるということで、国のほうから5月のほうで、常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いということで通知のほう、来ております。そこでは、給料改定の実施時期を含めて、常勤職員の取扱いに準じた改定を基本としてくださいということで文書を頂いてるんですけども、それに加えて事務処理マニュアルというのが来てまして、そこでは、実施時期については、国の取扱いを参考にしつつ、各地方公共団体の実情を踏まえ、適切に決定するものと、そのようにされていますので、平群町としては遡及は行わない、そういう考えでおります。各町でも遡及してるところはありますが、遡及を、令和5年度、ちょっと参考に聞かせていただきますと、県内39自治体中24自治体が今年度、遡及はしないと、そういうことでやっております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○8番

いや、何でしないの、じゃあ。総務省は国会の答弁でも、通達も何回も出してる。会計年度任用職員についても、人勧をちゃんとやって4月に遡及してやるべきだと何回も通知出てるわけですよ。そっちが優先でしょう。平群町は財政ないからやらないんですか。どうですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

理由としましては、地域の実情に合わせてということで、実情という理由には財政も含めての判断でございます。

○議 長

山口君。

○ 8 番

国が金出すって言うてるじゃないですか。地方交付税で措置するって、11月9日の参議院の総務委員会で明確に、非正規公務員の給与改定に係る費用を地方交付税の増額補正で対応する、このように答弁してるじゃないですか。平群町の金なんか要らないじゃないですか。なぜしないんですか、町長。一緒に働いてる職員でしょう。その職員の、国が認めた権利を何で平群町はしないんですか。こんな矛盾ありますか。金がないなんて関係ないじゃないですか。やったら国が金出してくれるんじゃないですか。やらなかったら出してくれないですよ。そういうことでしょう。総務部長、そういうことですよ。

○議 長

総務部長。

○総務部長

議員お述べのように、すれば地方交付税の対象になるということでございますが、地方交付税といいましたら幾らか分からないと。100%出るということでしたらそれは別ですけども、地方交付税なので、町としては、地域の実情ということで、遡及はしないという判断をしております。

○議 長

山口君。

○ 8 番

そんないいかげんなこと言ったらあかんで。特別交付税ならともかく、普通交付税なら全額出るに決まってるじゃないですか。以前論議したときも、一番担当してる福井主幹が、調べたら全部入ってましたって言いましたよ。要するに、交付税措置するというのはほんまに入ってるのかと。それは、細かく見ればどうか分かんないけども、基本的には入るんですよ。特別交付税は別ですよ。10億円出したって、実際に入ってくるのは、これまで2億円とか3億円でしたから。でも、普通交付税は全額入るわけじゃないですか。需要額との差で入ってくるわけでしょう。なぜしないんですか、町長。これは、金がないなんて理由になりませんよ。何で、一緒に働いてる職員の給料を、国が出してくれてあげられるものをなぜあげないんですか。理解できない。そんなこと、許されるんですか。住民が聞いてどう思いますか。働いてる職員、どう思いますか。町長、なぜしないんですか、教えてくださいよ。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの会計年度、人勸に伴う給与改定に伴う地方交付税措置ということですが、確かに国のほうでは、今後、追加算定されるであろう普通交付税の増額分に見るということになっております。その中での説明文章を読みますと、地方公務員の給与改定を実施する場合に、必要となる経費の一部を措置するという形では掲載されております。ただ、全額というのは、この改定分を国は見てるということになってますけれども、今現在、出口ベースでどれだけその分が反映されてるのかというのは、前回の会計年度任用職員が勤勉手当をつけるときでもそうでしたけれども、その額については、やはり単位費用とかそういったところで包括的な部分に入っておりますので、この人勸に伴う分、増えた分はどのぐらいなのかという額に対しては、やはりなかなかそこまでは正確な増額分は分からないというのは聞いております。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○8 番

いいかげんにしなさいよ。国は国会でうそついてるんですか。あなたたちの今の言い分やったらそういうことになるじゃないですか。国は交付税措置すると言ってるけど、全額来るかどうか分かりませんって、どういうことやの、それ。そんなこと言ったら、国がやる政策全部町はやらんでええということになるじゃないですか。何ぼ来るか分からんのに、できるかという話になるわけでしょう。そしたらこれからね、今後、国が言ってる7万円の給付にしたって、全額来るかどうか分からんからやりませんと言ってますか。何を言ってるんですか、それ。誰が考えたっておかしいでしょう。おかしいと思いませんか、あなたたち。自分たちの給料上げて、もともと半額近く、6割ぐらいしかない非正規雇用の人たちの、この1年間で十何万円上がる権利は町が勝手に放棄するわけだ。どぶに捨てるんですか。幾ら上がるんですか、これやれば。

○議 長

総務部長。

○総務部長

幾ら増えるのかということの御質問です。

会計年度職員、180名おられます。この方は1級ですので、5.2%引上げとしますと、約1,340万円。あと、給料跳ね返り分がありますので、合

わせて1, 880万円となります。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○8 番

それ、国からくれるのにどぶに捨てるんですか。ましてや、働いてるほとんどの人は町内の人でしょう。当然、平群町の経済効果もあるわけじゃないですか。ましてや今、本当にいろんな物価が高騰して大変な中で、職員、自分たちは上げて非正規雇用の人たちは上げない。ここでも差別するわけだ。さっきの議案、一体何やったんですか。さっきは男女でしたけども。差別じゃないんですか、これ。できる権利を町が勝手に放棄してるんですよ。町長、教えてくださいよ。なぜしないんですか。金入ってこないと本気で思ってるんですか。国は出すって言うてるじゃないですか。町長の決断一つでしょう。今回の補正で間に合わなかったって、どっちみちあれでしょう、7万円の補正もしないとあかんし、それから、国の要するに交付金も4, 500万円ほど入るわけでしょう。その補正もせなあかんわけでしょう。そのとき一緒にやればいけないんですか。年度内に払えるように、何でやらないの。こんなん、どう考えたって不思議で仕方がない。町長、教えてくださいよ。明確にやれない理由を教えてください、それだったら。

これだけ国が金出すって言うてるのに、何でしない。金がない、金がないって言って、いろんなことを、職員の皆さんには賃金カットしてるわけでしょう。非正規の方の賃金カットはしてないと思うけども。でも、もともと同じような仕事をしてたって、正職員よりは非常に低いわけですから、少々上がる人勧のこれぐらいはね、ましてや公務員は、給料での団交できませんからね。そうでしょう。だから、会計年度任用職員も公務員になってるから、国のほうは当然人勧やりなさいと、こうなるわけじゃないですか。町長、やるべきですよ、やってくださいよ。教えてください。

○議 長

西脇町長。

○町 長

それでは、山口議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、会計年度の任用職員の給与及び費用弁償に関することについては、これは条例で一応定めております。その条例の中では、当該会計年度任用職員が任用された年度については、給与条例により改定された場合は、当該改定された給料は翌年度の4月1日から適用するという形で、翌年度支給という形で条

例になっております。それと、今言われる交付税算入ということは、あくまでも単位費用には含まれておりますが、町が行った全額が措置されるということにはなってないと。あくまでも、交付税算入の単位費用ということになっております。

○議 長

山口君。

○ 8 番

条例変えたらしまいじゃないですか、そんなもん。国からそういう指導が来てるわけやから、本当ならこれまでに変えとかなあかんわけですよ。そうでしょう。条例は誰がつくるんですか。町長が提案して、議会で可決すれば通るじゃないですか。誰も反対しないでしょう。国が金出してくれるものを、平群町で働いてる会計年度任用職員の人に、当然の権利として人勧の分をプラスするわけですから。それを、条例あるからって、そんなん条例なんか変えたらしまいじゃないですか。簡単に言って悪いですけど、そういうことですよ、町長。国がそれだけ通知してきてるということは、大事な問題やから、何回も通知してる。やってる自治体が、ある調査では3割以上あるというわけですよ。多くのところ、してないほうが多いんですけど、それでも今、国会でもそういうことが問題になって、今みたいな経済状況や物価上昇の中で、特に低い賃金で、給与で働いている非正規雇用の公務員について、きちっとやりなさいということじゃないですか。それぐらいはやってくださいよ。平群町の財政が腹が痛むわけじゃないんですよ。そのとおりにくれるかどうか分からんなんて、こういうときになったらそういうことばかり言うわけだ。そうでしょう。でも、借金して、後から交付税算入がある場合だって大体きちっと入ってるじゃないですか、いろいろ資料ももらいますけど。だから、もうそんなでたらめ言わずに、気持ちよく働いてもらうためにもですね、平群町の財政と関係ないわけですから。もう町長の決断一つですよ、はっきり言いますけど。もうこれ以上言いませんけど、町長の決断一つです。もう1回だけ言ってください。しないんならしないって言ってください。これはもう絶対にね、住民的にも大問題ですよ。町内で働く人の権利を町長が勝手に侵害するわけだから。もらえるものをもらえないようにしてるわけですよ。これはもうそこまで言いますよ、私。だって、国が金出すって言うてるんだもん。何でそれをもらわないのか。そんなことありますか、普通。町長、もう1回答えてください。やらないならやらないと言ってください。

○議 長

西脇町長。

○町 長

地域の実情に応じて判断してるということで、今年度は実施をしないということで御答弁させていただきます。

○議 長

山口君。

○8 番

はっきりそうおっしゃったんで、もうこれ以上議論はしませんけどね。しかし、ひどい話ですよ。あなた、住民に対してとか職員に対してこれまで、選挙の公約でどう言ってるんですか。財政大変な中でも住民には負担をかけない、当然そういう立場でやるということと、笑顔とか笑いとか、そういうことをしよっちゅう言ってるじゃないですか。本当にいい町にするんなら、住民の皆さんのために働いてる職員の皆さんが笑顔で働けるようにするのが一番大事じゃないですか。それなくしてええ町なんかできますか。今日のことはしっかり書かせてもらいますけども、しっかり宣伝させてもらいますけれども、あまりにもひどい話ですよ。これだけは言うておきます。

来年は来年の契約になりますから、もう全く別問題ですからね。もうそれで糊塗するなんてのは本来あり得ない、このことは申し上げて、この問題についてはですね、もう質問は終わりますわ。

○議 長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

山口君の話、今聞いててんけども、山口君が持つてはる新聞、私も持つてますけどね、39市町村、奈良県である中で、なぜ24市町村だけ執行するのかなど。あとの市町村は何でって、これは、今山口君がおっしゃってることが100%ならば、39市町村全部するんちゃうかというふうに私は取りましたけどね。

それと、非常に今、山口君、怖い話言うてんけど、条例みたいなん変えたらええやないかというふうにおっしゃるけど、条例というのは、町長出しても議員も出しても、団体意思決定によって分かりません。可決するか否決するかも分かりません。今、町長がちょっと答えられた、私もここに、平群町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、これ持つてます。ここでちょっと事務局に聞きたいねけど、この条例は、昨年12月6日、附則になってんねけど、これ反対あったんかいな、全会一致やったの、どうやの。それをちょっと、事務局、まず答えて。

○議 長

総務部長。

○総務部長

条例につきましては、昨年12月に提案させていただいて、全会一致で可決
いただいております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

みんな、議員は個々に責任持って賛否を判断するわけや。僕はね、非正規雇
用職員も遡及適用、人事院勧告を尊重することは、私はいいと思う。しかし、
条例では賛成しながら、また、基本的に39市町村ある中で、39市町村が全
部これに対応してるとなれば、これはいいことやと思います。けれども、24
市町村、近くで言えば王寺町と上牧町かな、7か町でね。生駒郡、してるんか
いな。その点どうやの。

○議長

総務部長。

○総務部長

確認したところでは、生駒郡4町とも、今年度、遡及しないということで回
答いただいております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

僕は、どう言うたらええのかな、やっぱり交付税でもらうのが一番ええねん
で。非正規雇用職員もやっぱり一般職員と一緒にしたらええねけど、今言うよ
うに、1,760万円ぐらいの、今度人事院勧告で財政が、職員の給料とかそ
ういうのが上がるわけやろう。そういうことでしょう、ボーナス、期末手当と
か。それと、今言わはったように、非常勤の、昔の会計年度職員においては、
1級の5.2%、1級を尊重し、それを号給として下がっていただけやろう。
そういうふうな給料体系になってんねやろう。ということは、1,800万円
で正職員よりもようけ出るといふ形になるんちゃうんか。その理解でええのか
いな。まずそれだけ、それも聞かせて。

それともう一つ。なぜ生駒郡も今回そういうふうにしたか。そこら辺は平
群町も、先ほど町長述べられたけども、条例云々とかいうのはあなたら出しは
って、私ら議会で判断して、全会一致やったら全会一致で決める。いや、過半

数多数で、それは可決になる、否決になるという問題でございますが、町長、財政的なもんなのか、いやいや、交付税云々の関係で100%、1,800万円、来年度入ってくる確証があるというふうな認識で持っておられないのか、いろんなことがあると思う。39で24が出しはったけど、あと出しておられない。特に出しておられるのは山間部の方でしょう。下北山村、上北山村、たしか十津川村とかありましたね。市で言うたら天理市と五條市だけちゃうか。あと郡山市が出してんのかな。奈良市とか生駒市出してるか。出してないでしょう。その点どうですか。その24市町村の名前、ここで教えていただけますか。それもついでにしてください。

○議長

総務部長。

○総務部長

ただいまの増額の部分ですね、正職と会計年度の負担額はということで、正職につきましては、先ほど答弁させてもらったように1,740万円と。会計年度で仮に月例給だけをすると1,880万円の負担ということで、会計年度の負担のほうが大きくなっています。あと、財政的にということで、地方交付税、町としては全額は見込まれないということで、今認識をしております。

あと、実施しない市町村の24市町村ということでございます。

5年度の回答を頂きますと、奈良市、大和高田市、郡山市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、生駒郡4町、川西町、田原本町、そのほか、山間部の御杖村、高取町、大淀町、下市町、野迫川村、東吉野村、併せて広陵町、河合町となっております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

ありがとうございました。その点については、もうそれで私、これ以上言いません。

それよりも、次ちょっとお聞きしたいねけども、今度人事院勧告によってね、そんで1,700万円ほど、今度は増加なりますけども、来年度においてですよ、要するに6%、5%、4%の皆さん、公務員さんの方に御協力いただいた、また解除となるわけでしょう。大体年間6,000万円かな。それを合わせて7,600万円。そこへ、来年度定期昇給を加えたら8,000万円か9,000万円になるか分からへんねけど、そういうふうな予算計上に来年度は、一般職の人件費については上がってくるという認識を持ってよろしいですか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

議員お述べのように、給料カット分が今年度で終わりですので、来年度から上がります。人勸による影響もありますので、議員お述べのとおりでございます。

○議 長

山口君。

○8 番

馬本議員のいろいろ議論あったけど、ちょっとそれに関連していろいろ言わせていただきますけども、なぜじゃあ国が出すと言ってるその交付税算入見込めない。見込めない根拠は何なんですか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

交付税の額が見込めないということですがけれども、確かに国のほうにつきましては、今回の給与改定を実施する場合に必要な経費を措置するという形で、理論上はその分を見てということになるかなと思います。先ほど御説明させていただきましたのは、やはり平群町としては、交付金のように、今回、もし例えばこれが1,800万円かかりますよとなれば、交付金として1,800万円来るという形であれば、確かに対応していく部分もあるんですけど、交付税見えていただいているんで、それは対応していかんなん部分もあるのかもわかんないですけど、ただ今回、交付税というのは、財政需要額の単位、例えば単位費用に含まれた場合でありますと、確かに単位費用というのは1億円あったとして、そこに補正係数が掛けられて、需要額のところの出口ベースというのは額が変わってくるわけです。交付税というのは、その基準財政収入額、収入の入りと出の差額が交付税というふうな形で含まれてきますんで、実質やはり会計年度でこの分で、どれぐらい今回見られてるんですかととなりますと、やはりその額としての提示はなかなか難しいというのは聞いております。

以上です。

○議 長

山口君。

○8 番

国会ではっきりと、人勸した分は交付税で出すって、増額、追加するって言ってるわけやんか。それを自分らが勝手にそんだけ来ないんですって、何で勝

手にそんなこと決めつけるわけ。全く理由になってないよ。

それと、会計年度任用職員のほうが実施したら高くなるのは当たり前じゃないですか。若年者、初任給を上げるわけやから、1級が上がるわけでしょう。会計年度任用職員、全員1級なんだから、だから全部1万2,000円か1万円か上がるわけでしょう。だから、14万4,000円、1人ずつ上がるわけやから、当然人数だってほとんど、会計年度任用職員のほうが181人で3人少ないだけでしょう。ほとんど同じ人数じゃないですか。当然そんな当たり前じゃないですか。そんなことが問題じゃない。

それと、条例、さっき馬本議員が去年賛成してるやないかという話でしたけども、それは私、全く不明を恥じます。もちろんそのとき。ただ、そのときは、私は会計年度任用職員も含めて、国のほうが人勸を4月に遡及するということは知りませんでした。そのことを、その条例のときに全く気づかなかったわけですから。でもね、私に言わせれば、町のほうは分かっているわけだから、一緒に働いている職員に少しでもね、町の財政を使わなくてもあげられるんだったら、少しでもやっぱりするということで、町のほうがその条例改正はやるべき。当然、職員組合のほうからも要望あるわけでしょう。だから、条例改定は町のほうが変えようと思ったらもう変えられたわけですよ、この何年かの間に。それをしてなかったのが私は、議員としての私にも責任が全くないとは言いませんけれども、それはやっぱり町長の仕事ですよ、そこも含めて。当然、働いている職員、会計年度任用職員も全て町長の下で働いているわけですから。そこはやっぱりね、僕は、だからといって、あのとき賛成してるやないかということでもね、そういうことというのはちょっと違うというふうに思いますので、そこんところは言うておきます。

もう町長、出さないと言ってんだから、それはもうこれ以上言いませんけども、でも、これはやっぱり私は職員に対する裏切り、そうとしか思えないということでは言うておきます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。山口君。

○8番

議案そのものにはもちろん反対ではないです。職員の人勸、そのまま利用するということですから、それでいいんですが、先ほどから出てる会計年度任用職員も公務員だということをしっかり認識していただいて、今回、もう町長はしないと言ってるわけですから、これ以上言ってもできませんけれども、来年度、先ほどの条例についてはですね、馬本議員から出た条例については基本的に改定していく、そういう立場でやっていただくことをお願いしてですね、この議案については賛成いたします。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第36号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第36号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

10時50分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時34分)

再 開 (午前10時50分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

日程第8 議案第37号 特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関

する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第37号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第37号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第37号 特別職の職員で常勤のもの
の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決
されました。

続きまして

日程第9 議案第38号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関す
る条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第38号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第38号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第38号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第10 議案第39号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第39号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第39号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第39号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第11 議案第40号 平群町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第40号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○8 番

よく分かりませんがね。そのキオスクとコンビニとどう関係するの。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

キオスク端末という呼び名とマルチコピー機、一般的にはマルチコピー機という呼び名をしておるんですけども、キオスク端末という呼び名が規定で入っ

ている呼び名という形でございます。物につきましては、どちらも同様という形になります。

○議 長

山口君。

○8 番

名前がキオスク端末って、昔、駅にあったキヨクスとは関係ないねんね。キオスクってどういう意味ですか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

名称としてのキオスク端末ということにして、キオスクの意味としてはちょっと調べておりませんので、ちょっと分かりません。

○議 長

山口君。

○8 番

今の説明やったら、要するに、マイナンバーカードを持ってる人で、自分の、これアンドロイドと書いてあるけど、自分のスマホにそれを入れれば、そのスマホでもってこういうサービスが受けられるということやね。そんなこと、する必要あんのかね、そやけど。何のためのカードか分からへんよな。カードでやればいいじゃんと思う。カードだって危ないなと思うのに、こんなことしたら、ほんまにじゃじゃ漏れじゃないの、個人情報なんか。危なくて仕方ないなと私は思うんですけどね。若い子は使いこなしてる人もたくさんいるんでしょうから、目くじら立てる気はないんですけどね。これに相当あれでしょう、町のほうはこれに対するシステムで、どれぐらいの金が要るんですか。国からどれだけ金が来て、町の一財はどれぐらい要るのかというのは分かりますか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

スマホのほうの改正といいますか、当然ながらキオスクのほうも改正は要るんですけども、基本的にはスマホで読み込むという形になってます。サービス自体はもう既に始まっておりますので、費用のほうは要らないという形だと思います。

○議 長

山口君。

○8 番

町のシステムは変える必要ないと。これは、向こうのキオスクというこの端末のほうと個人のスマホにデータを入れればできるということですね。ただ、それで、せやけど、そしたら、じゃあコンビニで発行する手数料は別にして、町のほうの持ち出しというのはないけども、コンビニから金が入ってくるよね。それは一緒なんですか。スマホでやってもカードでやっても、そのところは全然変わらないということですか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

今、マイナンバーカードでコンビニから取られてる分の個人さんからもらう手数料及び、そこから町のほうに入ってくる発行手数料ですね、そちらのほうにつきましては、スマートフォンで行っても変更はございません。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第40号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第40号 平群町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第 1 2 議案第 4 1 号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第 4 1 号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○8 番

国保は世帯で加入というのが多いですが、これは、出産する本人、妊婦さんだけの対象ですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

今おっしゃっていただいたとおりでございます。

○議長

山口君。

○8 番

生まれた子どもはどうなるんですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

対象については、妊婦さんでございます。

○議長

山口君。

○8 番

そしたら、生まれた子どもはその次から均等割取られるわけやね。けったいな制度やな。普通、子どもも一緒にそんなん、たかが4か月、国も何を考えるのかなと思いますけども、実際平群町で、年間、最近生まれてる子どもは非常に少ないですけど、80人とか70人とか90人とかやと思うんですけど、国保ではどれぐらい、年間に生まれてる子ども、分かりますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

今年度につきましては10人程度になろうかと思えます。

○議 長

山口君。

○8 番

10人程度やから、4か月ぐらい、多子の場合は6か月ということですから知れてると思うんです。財源内訳は、国の制度ですから、当然国、県、町で2分の1、4分の1、4分の1ということですか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

はい、おっしゃるとおりで、国が4分の2、県4分の1、町は4分の1でございます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第41号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第41号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第13 議案第42号 平群町手数料条例の一部を改正する条例につい

て

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第42号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。長良君。

○4番

一つだけ教えてほしいことが。僕は大阪で生まれて、平群で今暮らさせていたただいてるんですけども、本籍を取りに行くときは、門真へ今まで帰って本籍を取ってました。概要説明のところの1番に、戸籍謄本等の交付については、本籍地以外でも交付可能やと書いてある。僕もう行かんでええわと思ったんです。この2番の親のやつとかを取りたいときは取れるのか、平群町で。それ、教えていただけますか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

直属の親につきましては、平群町のほうでも取れることになります。

以上です。

○議長

長良君。

○4番

もう一つ、追加して伺いたいんですけども、僕の生活環境の中で聞くんですが、親のも取れると。おじいちゃんやおばあちゃんの、もう一親等離れたところ、どこまで取れるのかどうか、それ、教えていただけますか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

本人さんが載っておられる部分になりますので、祖父母は無理だと思います。取れないと思います。

以上です。

○議長

長良君。

○4番

なぜそういう言い方をしたかということ、相続するに当たっても、ある程度の

親族の謄本までは用意しないと、法務局、受けてくれないとか、そういうの、僕の経験上ありましてね、こうやって、今まででしたら本籍のどこまでずっと訪ねて一日仕事で取りに行く。僕はまだまだ大阪やからいいけども、地方から出てきた方々なんかは、大分また、今までと変わらないような、せっかくこういう時代になったんだから、どこまでいけるのかなと思って確認させていただきました。自分の経験談で一応確認させてもらいました。すみません、分かりました。ありがとうございます。

○議 長

ほか、ございませんか。山口君。

○ 8 番

これ、当然あれでしょう、マイナンバーカードがないと取れないんでしょう。例えば、それなしに、免許証で本人証明してですね、私は、例えば大阪にいるときに、大阪でこの戸籍謄本を取るというのは、それもできるんですか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

戸籍の広域交付になりますので、マイナンバーカードがなくても取ることは可能です。役場の窓口で取ってもらう分には取れます。

○議 長

山口君。

○ 8 番

ということは、本人確認さえできれば全部取れるということやね。ということは、別にカードは必要ないということですか。

それでね、これ、新しいシステムとかそんなんしなくても、もう既にそれは全部地方何とかラインで構築されてるんですか。それが1点。

それともう一つは、これ、手数料はどこに入るんですか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

システムにつきましては、もう整備済みという状態に近い形になってます。あと、手数料なんですけれども、これは全国一律になりますので、どこの自治体の方が、そこの役場で取られれば、そこの役場の収入という形になります。以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第42号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませぬか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第42号 平群町手数料条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。
説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議 長

続きまして

日程第14 議案第43号 令和5年度平群町一般会計補正予算（第7号）
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第43号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○8 番

まず、人件費について。

議会運営委員会のおきに出してもらった資料で、先ほど説明あった、総額で1,759万円、一般職員については1,689万2,000円。これは、184人の職員全員分ということによろしいですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

人事院勧告に伴います人件費の増額補正の分なんですけど、今言われました1,759万円のほうにつきましては、一般会計の職員の分になりますので、人数で言いまして171人分の増額補正の分になります。

以上です。

○議長

山口君。

○8番

あれ、繰出しは入ってへんの、ここには。要するに、国保会計とか下水道の会計に繰出しを出してるでしょう、人勧分の人件費分を。それはこれに入っていないんですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

そうですね、繰出し分のほうにつきましては入っております。

○議長

山口君。

○8番

入ってないのは、どこの職員が入ってないの。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

いわゆる水道事業会計の分ですね、その分につきましては入っておりません。

○議長

山口君。

○8番

水道はもう完全に水道事業会計の中で出してるわけやね。そしたら、その分、後でいいですけども、幾らになるのか、ちょっと。だって今回、会計内で処理してるから上がってなかったよね、確かね。だからちょっと、今でなくていい

ですけども、その分、3人だけぐらいかもわかんないけど、3.5人分ぐらいかな、その分については、ちょっと幾らつくのか。それだけ、だから足せば総額ということになるんで、ちょっと出しといてもらえますか。

それからですね、産前産後措置システムの改修費、これ、国の負担はないんですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

補助金についてでございますが、ちょっと今年度ではなく、来年度で補助される見込みになっております。

○議長

山口君。

○8番

それは、国庫補助として出てくるということですか。システム改修、でも今年中にやるんでしょう、もう。だって、1月1日から事業としては始まるわけやから。システム改修、この三百幾らかだと思えますけど、それに対して、国は来年度くれるの、補助金で出るの、交付税措置されるの。その辺、ちょっとどうなってるのか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

国から出てるかどうか、まだ確認は、ちょっと今取れないんですけれども、県から特別調整交付金という形で入ってまいります。

○議長

山口君。

○8番

いや、入ってますって、来年度予算で入るの、今年度中に入るの。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

来年度でございます。

○議長

山口君。

○8番

これは、国保会計に入るわけか。でも、一般会計から金出てるわけやから、

県から特別調整交付金ということで一般会計に入るわけやね。それ、どんだけ入るの、それ。半分とか4分の3とか全部とか、どうなんですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

補助金額については、いまだ、ちょっとまだ決定されてないところがございます。

○議長

山口君。

○8番

普通さ、新しい制度を国がつくって、それをするためにシステム改修するについては、例えば国が幾ら出すとか県が幾ら出すとか、丸っきり全部それは市町村の負担ですよとか、当然決めてやるでしょう。それ、決まってないのに金使うの。使わなきゃあないわね、やらんとあかんねんから。そんなんは、もうすぐ国の言いなりでやるわけやな。嫌事は言わんようにしますけど。いや、ほんまに、全然全く決まってないの。来年度、措置されるの。今年度はもう措置されないんですね。来年度、新年度予算で出てくるわけですか、その分。だから、今年使った分、来年度に何ぼくれるか分からんけども、何ぼか返ってくる。来年度予算見たって、何ぼ使ったか分からへんのに、国、県から金くれるというのも非常に分かりにくいよねと思うんやけどね。今んところ、分からないんやね、要するに、幾らくれるか。くれるのは間違いないの。でも、何ぼか分からへん。何でそんなことになんねやろうね。県に聞いたの。聞いて分からへん。財政当局、どうなの、予算組んでんねから。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

恐らく、補助金については全額入ってくると思われまじけれども、まだ額的には示されていないというのが答えでございます。

○議長

山口君。

○8番

全額予定ということで。次、新年度予算で出てきたときはもう忘れちゃって、これ、何の金やということになるかもわかんないですけども。

あと財政安定化支援金、これも国保に関係しますけれども、これ、1, 2 2 3万円の補正で、予算現額は5, 6 2 3万円になんねんね。これ、通常、昨年

度も一昨年度も4,000万円ちょっとなんです。昨年度は4,230万5,000円、今年度はもともと当初予算で4,400万円組んであった。これ、一気に上がってるというのは、当然医療給付が奈良県全体で相当増えたということになるんですけども、この辺は何か説明聞いてますか。これ、だって27.8%、30%近く増えてる。すごい上がり方なんやね。その辺の要因は説明できますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

財政安定化につきましては、すみません、ちょっと分からないところがございます。

○議長

山口君。

○8番

じゃあ分からんけど、県からこんだけ出せって言ってきたわけやね。県からこんだけ、いや、分からんて、これ国保会計にあれでしょう、基本的には繰出しするんでしょう、一般会計から。それ、分からんってどういうことなん。理由は分からんのはええとしたって、こんだけ金額増えたから、これ当然、例年より、だって30%も増えてんのにやね。ということは、医療費全部で3割近く増えたということなの。

ついでに聞くけど、これ、一般会計、これ全部一般財源になってるけれども、当然、全部町の負担になる、国保会計のほうを見るとこの金額しか入ってないから、普通なら国や県も医療費が増えたら当然増えるわけだから、これ、1,200万円の中には当然国や県の分も入ってるんでしょう。それはしかし、一般会計の歳入のほうには出てこないから、それはどういうふうになってるんですか。それは一般会計のほうでは見ないんですか。これは全部一般会計で一財で出すんですか。その点どうなんですか。山崎課長どうなん、その点。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

財政安定化支援事業の交付税措置ということが要因なんですけれども、国保会計、財政の安定化・健全化、保険料負担の平準化に資するために、一般会計から国民健康保険特会に繰り出す分に対して地方財政措置が行われると。そういった中で、今回、令和5年度の中でですね、財政安定化支援事業の中で、ちょっと古い資料かも分かりませんが、保険税の軽減世帯の割合であった

り、高齢被保険者数の割合であったり、そういったものを勘案して、交付税の中で見られて、今現在、令和5年度の交付税の中に含まれておりますので、その分が確定されたということが通知が来ましたので、当初予算で1,000万円予算を組んでおりましたが、確定額が2,223万円というような形になっておりますので、今回、その分に関しまして、1,223万円の補正予算を行わせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○8 番

ちょっと待って。今の当初1,000万円組んでたというのは何の予算よ。町がもともと1,000万円を出すという予定だったのが2,220万円になったの。その辺の説明が今分からん。第一ここにはやね、これ全額、町の一般財源で負担する、町が負担するだけの金額をここに載してるのか、国や県のも合わせて、町のほうから今、交付税措置やと言ったって、交付税されるのかどうか分からんのでしょ、あなたたちは。交付税措置やと言うたけど、交付税されてるかどうか分からんのでしょ。第一、まだ追加の交付税、出てないじゃないですか。6月に普通交付税出たままでしょ。そこにもう既に何ぼか含まれてたはずなんですよね。それが追加になったら、当然その分増えてこなあかん。

後で言うつもりやったけど、マスコミ情報では、基本的に、普通交付税を追加するということは国が言ってるみたいだから、当然、今月か来月か分かりませんが、追加の普通交付税、出ると思うんですけどもね、そういうところに、じゃあ措置されるんですか。だから、それが分からへんでしょ。これ、全額じゃなくて、町が一旦受けて、町の分も含めて国保会計に出すというシステムやと思うんですよ。だから、その説明が今では全然分からへんから、だから財源どうなってんのという話も含めて聞いてるわけです。分かりますか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

すみません。説明不足で申し訳ございません。

まず、最初に1,000万円というのは、当初予算で、この財政安定化支援事業の繰出金の額というのがまだ判明しておりませんので、1,000万円を予算を組んでいたということで、繰出金の中に財政安定化支援事業繰出金として1,000万円の予算措置をしていたということでございます。

そういった中で、令和5年度の国保財政安定化支援事業分の地方交付税措置についてということで、9月の25日に国保の担当主管課のほうに通知が来ておりまして、その額が2,230万円を交付税措置をしていたということですので、その分を国保の特別会計に繰出しをしているということですので。

以上でございます。

○議長

山口君。

○8番

ちょっと今の説明分からへん。今回、補正組んでるのは1,223万円よ。初め、1,000万円組んで、それも合わせて2,223万円になったというのか。国保会計のほうには、財政安定化支援金として、町の一般会計から合わせて2,223万円入ったということやね。その分は、全てじゃあ町の一般財源なんですか。交付税措置があるってさっき言ったよね。どんだけ交付税措置があるんですか。あなたたち、分からんみたいやけど、それでも一応法律で決まってるんでしょ。町の持出しが全部じゃないでしょう。それを聞いてるんですけどね。

でもあれよ、国保の会計というか、これ、財政安定化支援金の中には何種類かあるのかもわからんけども、一応予算現額としては、これ、当初予算では4,400万円組んであったのよ、ここの項目については。その辺の細かいとは分からへんけど、後の国保のところでやってもいいけど、もうちょっと分かるように説明つけてくれるか。町の持ち出しが全部なのかどうか、そこんところが知りたいんやから。国保のところでやってくれてもええよ、別に。分かればいいだけのことやから。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

まず、4,400万円の内訳でございます。これは、職員給与の繰出金が2,800万円、出産育児一時金が500万円、それと、今おっしゃってる財政安定化支援事業の繰出金1,000万円、これを合わせまして、約4,400万円の当初予算を組んでおります。

○議長

山口君。

○8番

人件費の繰り出しは総務費で国保のほうには入るんじゃないの。安定化基金

で人件費なんか入るの。また別のやつか、これは。それ、今言ったのは繰出金全部のことを言ってんのちゃうの。僕が言ってる4,400万円というのは全部繰出金の合計なの。

「そうです、そういうことです」の声あり

○8 番

ほんなら、俺があれやな、予算書見間違うてんねんね。後で確認しますけど。はい、分かりました。

いや、とにかくじゃあ2,223万円の財源内訳。交付税措置でも何でもええから、それがどうなってんのか。それはだから、あれでしょう、原課では分からないのでしょうか。国保会計のほうはもらうだけやから。それ、答えてもらえますか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

今回ですね、地方財政措置されるという部分なんですけれども、9月に奈良県のほうから町のほうに令和5年度の国保財政安定化支援事業分の地方交付税措置ということで、国保の安定化支援事業分としてこの2,223万円を措置されていますということで、そういった中で、その部分を国保会計に繰出しするようにということで、その額が2,223万円ということになってますので、交付税の中でその部分を見られてるということで、県から通知が来てるということでございます。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○8 番

ということは、全部交付税措置されてるということやね。はい、分かりました。

それからですね、ちょっとこれ、また国保のところであれしますけど。

後ね、じゃあ次、キエーロやな。決算のときに、キエーロについては100件ぐらいの応募があって、50件については担当課のほうで、自分たちで作って配ったと。これ今回、50基分というのは、だから、申込みがあった100のうちの残りの50を措置するというので材料費を計上していると。これ、自分たちで作って、いつまでに配るんですか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

決算の時点では夏頃でしたので、50基ほど普及させているという状況でして、今年度100基普及、配り終わったという状況でございます。

次年度におきましても、また100基いきたいというところなんですけれども、今回補正を上げさせていただいてますのは、来年度当初、4月からですね、春からまた募集してスタートを行いたいと思いますので、今回補正させていただきました分については今年度中に作成をして、春からの募集に備えたいということを考えて補正予算を上げさせていただいております。この50基につきましては、来年度前半期の予定をしております。

○議 長

山口君。

○8 番

ということは、申込みはもともとあって、まだ配られてない50基については、今年度中にできるだけ作って配ると。残りの50基については、100基作るわけやから、50基の残りは来年度募集してそこで配ると、そういうことですか。これ、100基作るんでしょう。100基作るのにどれぐらい時間かかんの、これ。職員で作るって言うけど。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

すみません。先ほど私、数字をちょっと間違えたところがありまして、今年度、100基配っております。来年度に向けて、当初で100基配りたいので、今回は100個分の補正を上げさせていただいております。その100個分につきましては、4月から配っていけるような形で体制を持っていきたいと思っております。来年度、新年度予算のほうも計上、予定はしておるんですけども、200基は配りたいというふうに考えております。

どのぐらいかかるのかということなんですけれども、さすがに、職員自らが作っておりますので、1週間で複数名かかって10個程度の週もあれば、ほかの面が忙しくてかかれない部分もあったりまちまちでして、それで、当初で半年ぐらいで100個配りたいと思っと思ったんですけども、なかなか配り切れなかった、作成ができなかったというところもありますので、今回補正いただきましたらですね、年度内に100個作れるような新たな体制ですね、ほかの課の方も手伝っていただきながらというふうな形では今考えておりまして、何

とか100個作りたと思っております。

以上です。

○議長

山口君。

○8番

年間100個でちゃんと管理してるのかどうかも含めてね、今まではずっとやりっぱなしでほったらかしというのがこの問題ではあったんで、今回はちゃんとやっていただけると言うんですけどね。私はちょっとね、お金かかっても、シルバー人材センターに委託するとか、ほんで、1個5万円でできるのであれば、もっと大量に作って、僕はね、だから、モデル地域みたいなものをすべきだって前から言ってますけども、これはやりたくない人もいてるから強制できないから、一定の地域全部というわけにはいきませんが、ただ、あときちっと、どうなってるかというのをやってもらわないと、いつも中途半端に終わってるのが平群町のこの生ごみ堆肥化とかの問題なんでね、それは重々分かっていたらと思うんで、だから、これこそもうちょっと金かけて、僕はやってほしいと思うんです。だから、この100個、職員が作って、組み立てるだけなんかちょっとよく分かんないですけど、1回見せてもらいたいなと思うけど、ちょっとね、大規模にもうちょっとやる方向で検討していただきたい。これはお願いしておきますけど、来年度予算ではもっとお金をつけてですね、これは補助金も何もないから、全部一般財源ですけども。ただ、やっぱりごみを減らすということは、ほかの面でやっぱり節約にもなりますんでね、ぜひそのことはお願いしたい、このことはお願いしておきます。

それからですね。さっき言った地方交付税、普通交付税の増額というのは、国や県から何か来てますか。その点どうですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

すみません、今回の追加交付ということで国の補正予算においてということで、普通交付税の増額交付というのは私たちも聞いております。一つは、令和5年度に限って、仮称ですけども、臨時経済対策費を創設すると。そしてまた、公債費の償還、臨時財政対策債の一部を償還するための基金の積立てに要する経費の財源を措置するというので、令和5年度に限り、臨時財政対策債償還基金費、仮称を創設するという事は聞いております。そういった中で、額とか交付時期については、まだ国からも県からも通知が来ておりませんので、通知が届き次第、また御報告させていただけたらと思います。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○ 8 番

今ちょっと出た地方創生臨時交付金ね、今回は重点支援地方交付金という名前にちょっと変わってますけども、今回資料を入れてもらってますけど、4,534万9,000円が限度額ということなんですが、これ今回、補正で上がってないんですけども、国のほうはもうすぐに執行してほしいということで、一緒の資料にもう一つ、1億51万4,000円、これは非課税世帯への7万円ということらしいですけども、その辺の取組状況、今後これ、補正予算組まないと駄目ですから、補正予算組んで議会の承認が要するというふうに思うんですがね、どういう日程でどのように考えているのか、今検討してる範囲、まだ決まってないとは思いますが、当局のほうで考えてるようなことがあれば説明していただけますか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

重点支援交付金ということで、今議員がお述べいただいたとおり、11月30日に交付限度額の通知があったところでございます。そして、低所得世帯支援枠分で7万円配る分につきましては1億51万4,000円。そしてあと、物価高騰に伴っての生活支援とか、そういった部分に対しての額が、推奨事業分として4,534万9,000円の通知が来ております。

そして、今議員お述べのとおり、国は12月中に予算措置し、早期の交付を目指せということを通知を頂いておりますので、今現在、庁内で最終の今協議を行って、まだちょっと確定してない部分もありますんで、まとめ次第ですね、できれば会期中でも、もし御報告ができればさせていただきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○ 8 番

まだ何も考えてないということじゃない、まだ発表できないということですけども、じゃあいつ頃これ、補正予算組んで、議会承認、専決処分で作るつもりしてるんですか。

それともう一つはですね、これ、7万円で、これ1億円で足りるのかな。こ

の前の3万円のとき、2,300世帯と予算ではなかった、実際あるかどうかは別にして。でも、2,300もあったら7万円やったら全然足らんのじゃないかなとちょっと思ったんですが、その点どうでしょう。

○議長

総務部長。

○総務部長

今の交付金につきましては、専決は考えておりません。議会に上程してと考えてます。あと、年内にできるだけしたいと思っておりますので、先ほど政策推進課長が申しましたように、できれば会期中に出させていただきたいなどは考えているところでございます。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

低所得世帯分の1億51万4,000円につきましては、事務費と交付分が算定されておりますが、あくまで今現在、概算という形で上限額を頂いてるといふふうには聞いております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○8番

せやけど、7万円掛ける、例えば2,000でも1億4,000万円になる。全然足らんと思ったんやけど。まあまあ別に、どっちみち、全額国が出す金ですから別にいいんですけど、これは交付税と違うから確実にくれるからね、まあまあいいですけど、じゃあ日程的にはまだ、今部長が言ったけど、年内にできんの、1月になんの、その辺はどれぐらい。急がすわけじゃないけど、その辺はどう考えてるのかだけちょっと答えてもらえますか。

○議長

総務部長。

○総務部長

先ほど申しましたように、年内、臨時議会もあれなんで、できれば最終日まで上程のほうをさせていただいて、審議をお願いしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第43号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第43号 令和5年度平群町一般会計補正予算（第7号）については原案どおり可決されました。

午後1時45分まで休憩いたします。

（ブー）

休 憩 （午後 0時09分）

再 開 （午後 1時45分）

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

（ブー）

○議長

住民福祉部長より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。
住民福祉部長。

○住民福祉部長

貴重なお時間を頂き、ありがとうございます。

先ほど、議案第42号 平群町手数料条例の一部を改正する条例案の中で、長良議員からの質疑の中で、広域交付の範囲についてお尋ねにありました。そ

れで、祖父母の戸籍は難しく、直属の親までというような答弁であったかと思いますが、実際には、直系親族に限り、広域交付ができるということで、通常の窓口で交付してもらえる範囲の戸籍については請求できるということです。改めて訂正の答弁をさせていただきます。

貴重な時間、ありがとうございました。

○議長

日程第15 議案第44号 令和5年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第44号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○8番

今説明ありましたが、療養費が相当増えてるということで、特に高額療養費はこれ3割近く、当初予算に比べて増えてると。ほんで、理由は今、何か分からんみたいなの、ただ全県的な状況だということなんですけど、ここに出てくるのは平群町のみですけども、全額県のほうから金が補填されたと言ったら変な言い方ですけど、療養分についてはですね、国保税の部分以外は全部奈良県統一して、そこで金払われるわけですから、増えようが増えまいが、平群町単独だけで見るとあんまり変わらないんですけど、ただ、あまりに増えていくと、この後、今日もちょっと後で聞きますけど、統一料率になったときの料率がもうどこまで上がるか分からないというようなことにもなりかねませんので、ちょっとこの辺の特定はね、県のほうで担当者会議あると思うんで、ちょっときちっとね、どういう状況なのか、全国的状況も踏まえて、奈良県だけが突出して増えてるのか。コロナ禍と、その後の関係でいろんな動きもあろうかと思うんですがね、いずれにしても、来年4月からは国保税の料率変わりますから、それとの兼ね合いもあるんで、ちょっとしっかりと担当課のほうでは、県のほうからですね、奈良県全体の状況も含めて聞き取りをしていただきたい、このことはお願いしておきます。

その上でね、一番聞きたいのは、今年度、じゃあ決算見込み、どれぐらいになるのかというのが一つ。それと、統一料率、去年の11月に県は一旦、平成30年に出した後の改訂版として去年11月に出して、原課で聞くと、まだ正式な数字は出てないということなんですけど、もう12月ですから、例年1月に、

これまで、統一料率ではなかったですけども、各市町村、これぐらいあなたところは税金で集めてもらわないと困りますよという数字が来てましたが、そういう時期に入ってるんでね、それが今どうなってるのか。もう決まってるならその数字を言っていたきたいし、決まってないなら、今の状況を説明していただけますか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

まず、今年度の決算見込みでございます。

今のところ、国保特会で単年度で2,000万円の赤字ということで見込んでおります。

次に、統一料率についてでございますが、仮算定というものが県から示されております。仮算定につきましては、先般、昨年度に6年度の見込みということでお出ししている数字と変わりはありません。実際には医療費がかなり上がっております。その医療費、上がってることに対して、県が基金を活用して、できるだけ料率のほう、上昇させないようにということで、料率、既に示した分を維持するという形で運営していくという説明を受けております。

以上です。

○議 長

山口君。

○8 番

ちょっと最後の基金を活用してというのは、県の国保会計の基金ということですね。はい、分かりました。

それでね、仮算定はじゃあ去年11月に発表した数字ですか。それで間違いないですか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

そのとおりでございます。

○議 長

山口君。

○8 番

そしたらそれ、正式なやつはまだじゃあそれ、数字が動くということでしょう。うち、共産党議員団でほかの市町村の状況を聞くと、いや、もうあれで済みみたいなことを一時言ったのが、うちのほうで調べてもらったら、県の

ほうはまだ正式なもんじゃないと。だから、今課長からあったように仮算定ということになってる。ほぼその数字で、基金を取り崩してということはもう、多分よその自治体はその数字で大體計算してね、もう値上げに、三郷町なんかはその水準いくまで、差額を3年に分けて値上げして、毎年値上げしてますからね。だから、その数字でみんなやってきてるから、多分その数字をあんまり動かすと具合悪いということで、県のほうも、基金である程度できるならそうしようということやと思う。基金は相当ためてます、去年までの5年間で。ちょっと私、今数字持ってませんけども、そういうのもあるんで。ただ、その後のこともあるから何とも言えないんですが、それはそれで分かりました。ただ、じゃあ仮算定で大體いくということで計算すると、平群町の場合はほとんど上がりも下がりもしない。総額で言うとほとんど一緒です、去年の11月の仮算定と今の平群町の国保税の税率は。ただ、年金生活者のところがちょっと下がるのかな。ほんで、家族の多いところは上がるんです。それはなぜかというと、均等割が、平群町の場合は県の水準よりも低いから。ただ、全体の数字はほとんど一緒ですわ。だから、それだけ高いということやけどね。三郷町なんか3年連続値上げしてますからね。そういうことですけど、それはそれで分かりました。

それと、2,000万円の赤字見込み。2,000万円の赤字見込みというのは、これは正味、実質単年度収支のことを言ってるんですよ。要するに、過去の繰越金とか全然関係なく2,000万円の赤字ということ。これで大體、まだ半年分、去年の3月からですから、9か月分ぐらいはいつてると思うんですが、もうそんなに動かないですか、この数字は。ここの数字、ちょっと大事というか、もう料率は県が決めて、町長もそのまま出すわけやから、ただ僕らはあんまり賛成はしたくないですけど、出すわけやから、あんまり議論の余地はないねんけどね。ただ、議会で変えようと思ったら変えられるけどね、それはなかなかそうはならないでしょうから。そういうふうに言うと、やっててもせんないなというふうに自重しちゃうわけですけど、そんなことはいいですけど。

分かりました。ちょっとまた詳しくは窓口でも聞きますけれども、そういう、あんまり2,000万円ぐらいなら、大體、この間の数字で言うとそんなもんかなというふうに思いますんで、その件は分かりました。結構です。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第44号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第44号 令和5年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第16 議案第45号 令和5年度平群町水道事業会計補正予算（第1号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

議案第45号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○8 番

企業団への統合はいつからでしたっけ。

○議 長

事業部長。

○事業部長

令和7年4月1日からの予定で進んでおります。

○議 長

山口君。

○ 8 番

会計も含めて、全部企業団のほうに引き継ぐということになるから、これもじゃあ令和7年度から全部引き継ぐということですか。

この際、ちょっとまた、前も聞いたかもわかりませんが、町のほうでそのまま町として支払い続ける部分、そういうもんももちろんあるわけですよ。その辺について、何回も聞いて、ほんましっかりせえと言われてもいかんねけど、ちょっと説明してもらえますか。7年といたらもうあと2年ですよ。もう1年か。来年1年だけ。じゃあもう7年度の頭から企業団のほうに移行ということですよ。そういうことですよ。1年延びたんでしたっけ、延びてないですよ。知事代わっても延びてないですよ。ということは、財産を全部向こうに引き継ぐわけですから、あと平群町のほうがずっと借金を一般会計から補填してる部分もありますけど、そういうものはどうなるかだけ、何回か聞いてるか分かりませんが、再度説明してもらえますか。

○ 議 長

上下水道課長。

○ 上下水道課長

御質問にお答えさせていただきます。

先ほどおっしゃいましたとおり、会計につきましても、令和7年4月1日に企業団のほうに引き継ぐという形になります。

そして、町として引き続いて支出をしていくものですが、かなり以前に簡易水道の起債とかにつきましても町が引き続いて支払っていくという形になろうかと思えます。それ以外については、全て企業団のほうに引き継がれるというふうに考えております。

以上です。

○ 議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第45号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第45号 令和5年度平群町水道事業会計補正予算（第1号）については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第17 議案第46号 令和5年度平群町下水道事業会計補正予算（第1号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

議案第46号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第46号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第46号 令和5年度平群町下水道事業会計補正予算（第1号）については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第18 同意第17号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

同意第17号

固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和5年12月5日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町北信貴ヶ丘1丁目1番12号

氏 名 城垣佳正

生年月日 昭和32年4月26日

以上でございます。

○議長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。西脇町長。

○町長

ただいま局長より朗読のありました同意第17号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて、提案の説明をさせていただきます。

固定資産評価審査委員会委員は、地方税法第423条に規定されているとおり、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置される重要な役割を持った役職であります。

今回、藤田紀彦氏が令和5年12月20日で任期満了を迎えることから、新たに城垣佳正氏を選任したいので、提案をさせていただきます。

城垣佳正氏は、昭和55年に奈良県庁に入庁され、主に税務関係や土木関係業務に携わられました。これまでの経験を生かしていただきまして、固定資産

評価審査委員会委員として御活躍を頂きたいと考えております。御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第17号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 2時21分)